

平成29年度 税制改正大綱が決定！

昨年12月8日、自民・公明両党は、平成28年度の税制改正大綱(タイクウ)を決定しました。この大綱は、翌年度以降の税制改正の内容を示した文書で、政府はこの大綱にそって税制改正法案を作成し、1月の通常国会に提出。国会審議を経て成立をすれば、翌年度(一部先行適用ありますが)以降に実施されます。

今回の改正の目玉としては、**配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し**が取り沙汰されていますが、法人企業にとっては、非上場株式の評価方法の見直しを始め事業承継に関する改正が特に重要です。

中小企業に影響が強いものを抜粋し、ポイントを解説します。(★マークは弊社判断になります)

	タイトル	内容	解説	影響
法人課税	① 中小企業経営強化税制の新設	中小企業等投資促進税制の拡充措置。従来の機械装置に加え、器具備品や建物附属設備を広く対象に加えることで、サービス業も含めて中小企業の生産性の向上に資する措置へ改組。生産性向上設備(A類型)と収益力強化設備(B類型)からなり、 経営力向上計画の認定を受けることが必要。 ※ 経営力向上計画の認定を受けることで、固定資産税の3年間軽減措置を受けることも可能。(生産性向上設備A類型に限る)		★★
	② 所得拡大促進税制の拡充	企業が賃上げを行った場合の税額控除について拡充措置。	従来どおりの制度は維持しつつ、より多い賃上げ要件(2%)を満たす場合には税額控除額を12% 上乘せ 。	★
	③ 研究開発税制の見直し	試験研究の範囲及び税額控除率の拡充	従来の試験研究の範囲にIoT、人工知能等に係る試験研究を追加。中小企業については、税額控除率を12%から最大17%へ引き上げ。	
所得課税	④ 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	配偶者特別控除で38万円控除を受けられる基準が、配偶者の 給与収入ベースで103万円から150万円へ改正 。ただし、本人の給与収入が1,120万円を超えると控除額は段階的に縮小され、1,220万円を超えると控除額はゼロになることから、世帯によっては増税。		★★
資産課税	⑤ 非上場株式の評価方法の見直し	類似業種比準方式について計算方法の見直し。評価会社の規模区分の基準について、大会社、中会社の適用範囲拡大。	類似業種比準方式について、配当金額、利益金額、簿価純資産額の比重割合が1:1:1(従前は1:3:1)へ変更。利益水準の高い会社は株価が下がる可能性あり。 (評価額への影響はまだ不透明)	★
	⑥ 固定資産税の居住用超高層建築物に係る課税の見直し(タワーマンション節税封じ)	居住用高層建築物について階層により固定資産税、都市計画税の補正が行われる。	階層の違いによる取引価格の反映を目的とした改正。低層階は減税、高層階は増税となる。	
	⑦ 事業承継税制の見直し	相続時精算課税による贈与を贈与税の納税猶予制度に加える。 従業員雇用確保要件の緩和。 認定相続承継会社の要件緩和。	雇用確保要件の緩和は従業員の少ない小規模事業者について適用を受けやすくなる。	
	⑧ 相続税、贈与税の納税義務の見直し(国外居住年数厳しく)	国外財産に対する相続税、贈与税の納税義務の範囲の見直し。	相続人、被相続人の両方が日本に住所を有しなくなってから5年を超える場合に国外財産へ課税がされていたが、これを 10年 へ変更等。	